

○ 役員候補者推薦会議運営規則

（制定 平成13年9月1日）

【目的】

第1条 この規則は、定款附属書役員選任規程第4条第2項及び第3項に基づく推薦会議（以下「推薦会議」という。）を円滑に行うことを目的とする。

【設置】

第2条 推薦会議は、役員選任の事由が生じたごとに設置する。

【推薦会議の構成】

第3条 推薦会議は、役員選任規程第4条第3項及び役員候補者推薦実施規則（以下「推薦規則」という。）に基づいて選出された者（以下「推薦委員」という。）をもって構成する。

【推薦委員の任期】

第4条 前条の推薦委員の任期は、区域推薦委員会で選出された日から、任期満了に伴う次期改選期の区域推薦委員会で新たに推薦委員が選出までとする。ただし、辞任、死亡、法令及び定款等に違反し資格を失った役員の推薦委員はその資格を失い、新たに推薦規則により選出された役員候補者の推薦人を推薦委員とし、任期は前推薦委員の残任期間とする。

② 推薦委員が、死亡又は正組合員資格を失ったことにより推薦委員に欠員が生じたときにおいても欠員数が推薦委員定数の3分の1未満であるときは推薦委員の補欠選出は行わないことができる。

【招集及び定足数】

第5条 推薦会議は、組合長が招集する。

② 推薦会議は、推薦委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

③ 推薦委員は、書面又は代理人をもって推薦会議に出席することができない。

【議長】

第6条 推薦会議に議長を置き、議長は推薦委員の互選により選任するものとする。

② 議長は会議を統括し、推薦会議を代表する。

【任務】

第7条 推薦会議は、推薦規則第10条第1項による区域推薦委員会からの報告に基づき組合長が提出する役員候補者につき審議を行う。この場合、各推薦委員は、当該候補者が法令及び定款等に違反するなどの事由があるほかは、他区域の推薦内容を尊重しなければならない。

② 推薦会議は、規約第31条第2項による別表の定める区域ごとに理事又は監事別の候補者を決定し、組合長に推薦しなければならない。

**【議 事】**

第8条 推薦会議の議事は、出席した推薦委員の3分の2以上の賛同を得て議決しなければならない。

**【候補者の推薦】**

第9条 議長は、推薦すべき役員候補が決定したときは、直ちに理事又は監事の別に推薦する候補者の住所及び氏名その他必要な事項を記載した役員候補者推薦書に署名又は記名押印のうえ、これを組合長に提出しなければならない。

② 推薦会議は、前項の提出にあたり、推薦規則第10条第2項の定めるところにより徴求された役員候補者の承諾書を確認しなければならない。

**【書記の任命】**

第10条 議長は、議事の開始にあたり、この組合の職員の中から書記を任命する。

**【議事録の作成】**

第11条 推薦会議の議事は、その経過及び結果を議事録に記載し、議長が指名した議事録署名人がこれに署名又は記名押印する。

**【改 廃】**

第12条 この規則の設定及び改廃は、理事会の議決による。

附 則

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

この変更は、平成14年10月24日から施行する。

この変更は、平成17年2月24日から施行する。